

● 振替加算

老齢厚生年金又は障害厚生年金等の受給権者には、当該年金額に配偶者に係る「加給年金額」が加算される場合があります。ただ、この「加給年金額」は、当該配偶者が65歳に到達すると支給停止になりますが、代わって、当該配偶者の老齢基礎年金に一定額を加算することとしています。これが「振替加算」と言われるものです。

(「振替加算」の対象者の要件)

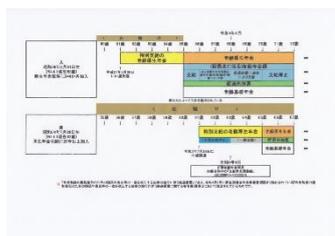
- ・大正15年4月2日以後昭和41年4月1日までの間に生まれた老齢基礎年金の受給権者であること。
- ・65歳に達した日において、老齢厚生年金又は障害厚生年金等の受給権者によって生計を維持されていること。
- ・65歳に達した日の前日において、老齢厚生年金又は障害厚生年金等の受給権者の「加給年金額」の計算の基礎となっていたこと。

(「加給年金額」を受給している者の要件)

- ・老齢厚生年金(その計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として240以上である者に限る)又は退職共済年金(その計算の基礎となる組合員期間の月数が240以上である者に限る)の受給権者であること。
- ・障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者であること。ただし、同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権者(つまり、障害等級1級又は2級の受給権者)に限ります。

(留意点)

- ① 「振替加算」の対象者が老齢厚生年金(その計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として240以上である者に限る)、退職共済年金(その計算の基礎となる組合員期間の月数が240以上である者に限る)等の受給権者である場合には、「振替加算」の加算は行いません。
- ② 「振替加算」が行われた老齢基礎年金は、当該受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の支給を受けることができるときは、その間、「振替加算」は支給停止されます。
- ③ 下記図表は、「加給年金額」の解説の際に掲示したのですが、上記(「振替加算」の対象者の要件)からすると、本来であれば、妻が65歳になって老齢基礎年金の受給権を取得した場合、合わせて「振替加算」が行われるところですが、妻の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上で、上記(留意点)①に該当することから、それに従い「振替加算」の対象としていません。[PDF](#)をご覧ください。



(「振替加算」対象者の生年月日ごとの支給額一覧表)

ご覧のように、若い世代ほど低い額になります。ご参照下さい。

振替加算額算出一覧表(令和4年度)

配偶者の生年月日											乗率	223,800 B				
											A	B × A(1円未満四捨五入)				
大正	15	年	4	月	2	日	～	昭和	2	年	4	月	1	日	1.000	223,800
昭和	2	年	4	月	2	日	～	昭和	3	年	4	月	1	日	0.973	217,757
昭和	3	年	4	月	2	日	～	昭和	4	年	4	月	1	日	0.947	211,939
昭和	4	年	4	月	2	日	～	昭和	5	年	4	月	1	日	0.920	205,896
昭和	5	年	4	月	2	日	～	昭和	6	年	4	月	1	日	0.893	199,853
昭和	6	年	4	月	2	日	～	昭和	7	年	4	月	1	日	0.867	194,035
昭和	7	年	4	月	2	日	～	昭和	8	年	4	月	1	日	0.840	187,992
昭和	8	年	4	月	2	日	～	昭和	9	年	4	月	1	日	0.813	181,949
昭和	9	年	4	月	2	日	～	昭和	10	年	4	月	1	日	0.787	176,131
昭和	10	年	4	月	2	日	～	昭和	11	年	4	月	1	日	0.760	170,088
昭和	11	年	4	月	2	日	～	昭和	12	年	4	月	1	日	0.733	164,045
昭和	12	年	4	月	2	日	～	昭和	13	年	4	月	1	日	0.707	158,227
昭和	13	年	4	月	2	日	～	昭和	14	年	4	月	1	日	0.680	152,184
昭和	14	年	4	月	2	日	～	昭和	15	年	4	月	1	日	0.653	146,141
昭和	15	年	4	月	2	日	～	昭和	16	年	4	月	1	日	0.627	140,323
昭和	16	年	4	月	2	日	～	昭和	17	年	4	月	1	日	0.600	134,280
昭和	17	年	4	月	2	日	～	昭和	18	年	4	月	1	日	0.573	128,237
昭和	18	年	4	月	2	日	～	昭和	19	年	4	月	1	日	0.547	122,419
昭和	19	年	4	月	2	日	～	昭和	20	年	4	月	1	日	0.520	116,376
昭和	20	年	4	月	2	日	～	昭和	21	年	4	月	1	日	0.493	110,333
昭和	21	年	4	月	2	日	～	昭和	22	年	4	月	1	日	0.467	104,515
昭和	22	年	4	月	2	日	～	昭和	23	年	4	月	1	日	0.440	98,472
昭和	23	年	4	月	2	日	～	昭和	24	年	4	月	1	日	0.413	92,429
昭和	24	年	4	月	2	日	～	昭和	25	年	4	月	1	日	0.387	86,611
昭和	25	年	4	月	2	日	～	昭和	26	年	4	月	1	日	0.360	80,568
昭和	26	年	4	月	2	日	～	昭和	27	年	4	月	1	日	0.333	74,525
昭和	27	年	4	月	2	日	～	昭和	28	年	4	月	1	日	0.307	68,707
昭和	28	年	4	月	2	日	～	昭和	29	年	4	月	1	日	0.280	62,664
昭和	29	年	4	月	2	日	～	昭和	30	年	4	月	1	日	0.253	56,621
昭和	30	年	4	月	2	日	～	昭和	31	年	4	月	1	日	0.227	50,803
昭和	31	年	4	月	2	日	～	昭和	32	年	4	月	1	日	0.200	44,760
昭和	32	年	4	月	2	日	～	昭和	33	年	4	月	1	日	0.173	38,717
昭和	33	年	4	月	2	日	～	昭和	34	年	4	月	1	日	0.147	32,899
昭和	34	年	4	月	2	日	～	昭和	35	年	4	月	1	日	0.120	26,856
昭和	35	年	4	月	2	日	～	昭和	36	年	4	月	1	日	0.093	20,813
昭和	36	年	4	月	2	日	～	昭和	37	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	37	年	4	月	2	日	～	昭和	38	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	38	年	4	月	2	日	～	昭和	39	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	39	年	4	月	2	日	～	昭和	40	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	40	年	4	月	2	日	～	昭和	41	年	4	月	1	日	0.067	14,995

(参考までに)

「令和4年度の公的年金額の端数処理(主要なもの)」を掲載([Excel](#))しておきます。

振替加算額算出一覧表(令和5年度)

配偶者の生年月日		基準額(B)	乗率(A)	228,100	228,700
		B × A(1円未満四捨五入)			
大正 15 年 4 月 2 日	昭和 2 年 4 月 1 日	1.000		228,100	228,100
昭和 2 年 4 月 2 日	昭和 3 年 4 月 1 日	0.973		221,941	221,941
昭和 3 年 4 月 2 日	昭和 4 年 4 月 1 日	0.947		216,011	216,011
昭和 4 年 4 月 2 日	昭和 5 年 4 月 1 日	0.920		209,852	209,852
昭和 5 年 4 月 2 日	昭和 6 年 4 月 1 日	0.893		203,693	203,693
昭和 6 年 4 月 2 日	昭和 7 年 4 月 1 日	0.867		197,763	197,763
昭和 7 年 4 月 2 日	昭和 8 年 4 月 1 日	0.840		191,604	191,604
昭和 8 年 4 月 2 日	昭和 9 年 4 月 1 日	0.813		185,445	185,445
昭和 9 年 4 月 2 日	昭和 10 年 4 月 1 日	0.787		179,515	179,515
昭和 10 年 4 月 2 日	昭和 11 年 4 月 1 日	0.760		173,356	173,356
昭和 11 年 4 月 2 日	昭和 12 年 4 月 1 日	0.733		167,197	167,197
昭和 12 年 4 月 2 日	昭和 13 年 4 月 1 日	0.707		161,267	161,267
昭和 13 年 4 月 2 日	昭和 14 年 4 月 1 日	0.680		155,108	155,108
昭和 14 年 4 月 2 日	昭和 15 年 4 月 1 日	0.653		148,949	148,949
昭和 15 年 4 月 2 日	昭和 16 年 4 月 1 日	0.627		143,019	143,019
昭和 16 年 4 月 2 日	昭和 17 年 4 月 1 日	0.600		136,860	136,860
昭和 17 年 4 月 2 日	昭和 18 年 4 月 1 日	0.573		130,701	130,701
昭和 18 年 4 月 2 日	昭和 19 年 4 月 1 日	0.547		124,771	124,771
昭和 19 年 4 月 2 日	昭和 20 年 4 月 1 日	0.520		118,612	118,612
昭和 20 年 4 月 2 日	昭和 21 年 4 月 1 日	0.493		112,453	112,453
昭和 21 年 4 月 2 日	昭和 22 年 4 月 1 日	0.467		106,523	106,523
昭和 22 年 4 月 2 日	昭和 23 年 4 月 1 日	0.440		100,364	100,364
昭和 23 年 4 月 2 日	昭和 24 年 4 月 1 日	0.413		94,205	94,205
昭和 24 年 4 月 2 日	昭和 25 年 4 月 1 日	0.387		88,275	88,275
昭和 25 年 4 月 2 日	昭和 26 年 4 月 1 日	0.360		82,116	82,116
昭和 26 年 4 月 2 日	昭和 27 年 4 月 1 日	0.333		75,957	75,957
昭和 27 年 4 月 2 日	昭和 28 年 4 月 1 日	0.307		70,027	70,027
昭和 28 年 4 月 2 日	昭和 29 年 4 月 1 日	0.280		63,868	63,868
昭和 29 年 4 月 2 日	昭和 30 年 4 月 1 日	0.253		57,709	57,709
昭和 30 年 4 月 2 日	昭和 31 年 4 月 1 日	0.227		51,779	51,779
昭和 31 年 4 月 2 日	昭和 32 年 4 月 1 日	0.200		45,740	45,740
昭和 32 年 4 月 2 日	昭和 33 年 4 月 1 日	0.173		39,565	39,565
昭和 33 年 4 月 2 日	昭和 34 年 4 月 1 日	0.147		33,619	33,619
昭和 34 年 4 月 2 日	昭和 35 年 4 月 1 日	0.120		27,444	27,444
昭和 35 年 4 月 2 日	昭和 36 年 4 月 1 日	0.093		21,269	21,269
昭和 36 年 4 月 2 日	昭和 37 年 4 月 1 日	0.067		15,323	15,323
昭和 37 年 4 月 2 日	昭和 38 年 4 月 1 日	0.067		15,323	15,323
昭和 38 年 4 月 2 日	昭和 39 年 4 月 1 日	0.067		15,323	15,323
昭和 39 年 4 月 2 日	昭和 40 年 4 月 1 日	0.067		15,323	15,323
昭和 40 年 4 月 2 日	昭和 41 年 4 月 1 日	0.067		15,323	15,323

⇒既裁定者の基準額
⇒新規裁定者の基準額

一のところが境に、昭和31年4月1日以前生まれの妻の場合は、既裁定者の基準額(228,100円)を用いて算出され、昭和31年4月2日以後生まれの妻の場合は、新規裁定者の基準額(228,700円)を用いて算出されることになります。

※1 新規裁定者とは、新規裁定者たる受給権者が「基準年度※2」前にある場合を言います。既裁定者とは、既裁定者たる受給権者が「基準年度※2」以後にある場合を言います。「基準年度」とは、受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日(4/1)の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度のことです。

例えば、昭和31年4月1日生まれの者の場合では、当該者が65歳に達するのは令和3年3月31日であり、その属する年度の初日である令和2年4月1日の3年後の4月1日とは令和5年4月1日となり、従って令和5年度が「基準年度」となります。つまり、「基準年度」において68歳に達している場合であれば「基準年度」以後となり、達していなければ「基準年度」前となります。当該者の場合、令和6年3月31日つまり令和5年度中に68歳に達しているため、「基準年度」以後となり、既裁定者となるわけです。

※2

※1

(参考までに)

「令和5年度の公的年金額の端数処理(主要なもの)」を掲載(Excel)しておきます。

